

平成 22 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	5 番	竹 内 賢 一
6 番	伊 藤 知	7 番	宮 崎 信 一
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	佐々木 正 明
10 番	小 川 正 文	11 番	竹 内 睦 夫
12 番	村 上 次 郎	13 番	市 川 雄 次
14 番	菊 地 衛	15 番	池 田 甚 一
16 番	加 藤 照 美	17 番	池 田 好 隆
18 番	佐 藤 元	19 番	齋 藤 修 市
20 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

4 番 佐々木 弘 志

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市 民 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
健 康 推 進 課 長	鈴 木 令	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎	商 工 課 長	森 孝 良
建 設 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	長 谷 山 良
学 校 教 育 課 長	佐 藤 清 和	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 藤 均
教 育 委 員 長	大 久 保 敬 一		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成22年9月8日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

第2 議員派遣の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(佐藤文昭君) ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日は、大久保教育委員長の出席をいただいております。

また、佐々木弘志議員から欠席の届け出が提出されており、これを許可しております。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、2番鈴木敏男議員の質問を許します。2番鈴木敏男議員。

【2番(鈴木敏男君)登壇】

2番(鈴木敏男君) おはようございます。

鈴木敏男でございます。議員として議会に送っていただき、もう早いもので約4ヵ月を経過いたしました。この間、市のいろいろな催し物や行事、さらには地域の語り合いに参加をさせていただき、にかほ市は今後大きく飛躍できる可能性を十分に具備しているとの思いを改めて強く認識したところであります。と同時に、にかほ市の総合発展計画に参画し、そして今、にかほ市の方向を決める行政運営に携わる一人として、事の重要性をも強く再認識したところであります。

さて、平成22年、暑さの大変厳しかったこの夏も大きな事故もなく終わられたわけですが、特に海や山、あるいは観光地や施設での事故がなかったことは、市長はじめ職員、関係者の尽力によるものであり、深く敬意を申し上げます。

新聞等の報道によりますと、この夏、熱中症で救急搬送された人は全国で4万人を突破し、中には老人のひとり暮らしや経済的な事由で冷房機器も使わずに死に至ったなど、痛ましい事故も発生し、亡くなられた方も145人、本県でも搬送された方が412人、3人ほどが亡くなられました。当

市でも関係部署からお聞きしましたら、熱中症が疑われ救急で搬送された方が数人、うち、その疑いで亡くなれた方もあったようであります。ことしの夏は、まさしく異常な状態ではありましたが、熱中症に注意をうながす呼びかけが当市では果たしてあったのか。特に高齢者や、ひとり暮らしをされている方々にそのような呼びかけがあったのか、なければ当然あってしかるべきであったというふうに思いますが、対処されてあったのでしょうか。そして、この後も厳しい残暑が続いておるわけですし、また、救急搬送されなくてもこのような症状のあった方も多かつたはずですから、市民にもっと注意を喚起する対応があってもよかつたのではないのでしょうか。この件につきましては通告もしておりませんので答弁は求めませんが、こと健康に関する重大な事項であり、このようなときはその対応を遅滞なく取っていただきたいということから、まず最初に申し上げるところであります。特に、市政報告ではこのことにつきまして全く触れませんでしたので、あえて最初に申し上げたいと思います。

こうして9月を迎えたわけでありますが、市長の交際費や、あるいは新聞での往来を拝見させていただいておりますと、極めて多忙なスケジュール、その中、市のかじ取り役として頑張っておられる市長をはじめ職員の皆様には大変御苦労さまと申し上げさせていただきます。と同時に、にかほ市の大いなる発展にさらなる力を注いでいただくことを期待するものであります。

さて、本壇上に立つに当たっては、先輩方の皆様方の考えや質問を十分勉強させてからというふうに思っておりましたが、私は普通の市民が議会に加われる体制を望んで議会に加わらせていただきましたので、1年生は1年生なりの質問もあるだろう、そのような考えのもと、今般ここに立たせていただきました。ついては、以降の質問を市民の目線に立って、大きくは5点についての質問をさせていただきますので、新人議員にも理解できるような答弁を期待するものであります。

また、質問通告後、既に市政報告の中に答弁もあった事項もございますし、また、先輩議員の質問と重なる事項もございますので、特に5番目の子宮頸がんについての答弁は求めませんのでよろしく願いをいたします。

それでは私の質問に入りますが、第1点は、市政に対する運営とその姿勢についてを市長並びに副市長に伺います。

市長は昨年10月、「子供をはぐくむまちづくり」、「農耕一体のまちづくり」などの6分野29項目を市民に新たに約束をされ、支持を得て再選を果たされました。そして、その1年目を間もなく終わろうとしておりますが、まずは市長が再選なされたその大きなものは何であったのか、何であったとお考えなのかをお伺いいたします。

次に、1期目のマニフェストで継続中の項目が幾つかございましたが、それを今後どのようにつなげ、さらには2期目を1年を振り返り、どのような評価をされ、2期目の2年目をどのような決意で市政を運営してまいるのか率直に伺います。

また、この1年間、市長の側近が大幅にかわられました。11月には教育長が交代し、3月末には企業管理者が退任、さらに5月には副市長が交代と人事が大きく刷新されました。このことは市長も2年目に向かう並々ならぬ市政運営を示されたものと存じますが、いずれも再任しないで新たな人選を行われた理由をお聞かせ願います。特に3月末で任期切れになった企業管理者には後任を置

いていませんが、今後とも置かれたいのでしょうか。先日の佐々木正明議員からも質問がありましたが、にかほ市のガス事業及び水道事業の設置に関する条例第3条では、地方公営企業法第7条ただし書きの規定に基づき、ガス事業を通じて企業管理者1名を置くとなっております。今後とも置かないとするならば当然企業管理者の廃止であり、条例の改正をすべきかと存じますが、市長の明確なる答弁を求めます。

あわせて、就任されました副市長には、先般の議会で簡単なあいさつをいただきましたが、着任されて3ヵ月、改めてその抱負と市のナンバー2としての市政に取り組まれる決意のほどをお伺いいたします。

次に、質問の2点目でございますが、円高等による当市への影響とその対策についてでございます。

連日報道されているところでございますが、きょうも新聞を見ますと1ドル83円という見出しが大きく載っておりました。このように急激に円高が進み、株価も下落、今後の日本経済は不透明になってきました。このことは輸出を主とされている当市の中小企業も大きな影響を受けることが懸念されることであり、ひいては新規卒業者の就職にも陰を落とすであろうと憂慮されます。したがって、こうした状況にいち早く対応するには早めの対応策が求められるわけですが、こうした状況をどのようにとらえ、どのような対策を講ずるお考えをお伺いいたします。

まず輸出が主な中小企業では、御承知のこと、為替レートが企業の損益を大きく左右することになりますが、当市にあるTDKでは1ドルをどのぐらいということで、その損益の分岐にされているのかおわかりでしたらお答えください。

また、このことではやや持ち直している当県の有効求人倍率の低下も懸念され、新規卒業者の就職にも影響いたしますし、当然、中小企業も大変厳しい経営環境に置かれることとなります。市政報告では、ハローワークの求人と求職の人数から幾分よい方向に向かっているような報告を受けましたが、ここに来て様相が変わってくるだろうと推察されます。新規卒業者、あるいは中小企業へはどのような対策を講じてまいるのかお伺いいたします。

さらに、市長の交際費を毎月拝見をさせていただいておりますが、7月にはTDK本社を訪問されておられるようでございますが、差し支えなければどのような意図で、また、どのような内容であったのかお伺いいたします。

次に、学校の統廃合について、市長、教育長、そして教育委員長にお伺いいたします。

このことについては、教育委員会から今後の学校の統廃合に当たって検討を依頼され、学校教育将来構想策定委員会が平成20年度から協議、そして昨年2月に統廃合等を含めた提言がなされたように承知いたしております。その内容については昨年の3月の広報に記載されておりますし、この件は新聞にも大きく報道されたものでした。そしてこの提言を受け、教育委員会では具体的な検討を進めていくことになるかと市の広報では締めくくっております。ところが市長は昨年の市政説明会では、これも広報に記載されているわけですが、「市全体についての統廃合を含めた学校のあり方を提言されたのだ。」と、「まだ決まった話ではない。」と市民に説明をされております。それはそのとおりでありましょう。この件では、昨年6月の定例会にて先輩の菊地衛議員がこ

の提案をどのように具体化していくのか一般質問で取り上げており、教育長の答弁を会議録で拝見しましたら「この提言を尊重し、児童生徒にとって望ましい学習環境の維持・整備を進めてまいります。」との答弁であります。

少子化が予想を上回る早さで進行し、私の地元小出地区では、ことしまだ2人の子供の出生しかありません。先般配付された学校だよりでも、来年は生徒がゼロの集落が1つ、1名という集落が1つ。したがって、地域のつながりをと考えた学校だよりの配付の見直しも検討していると書かれております。このままでは、ここ数年で小出小学校の生徒は激減し、授業体制が大きく変わる懸念があります。来年度から1クラスの少人数化を図ることも文部科学省では検討されているようですが、このような生徒の激減は学校そのもののみならず保育園の存在等にも大きくからんでくるものであり、さらには地域のさらなるさらなる空洞化にもかかわってくる問題でもあります。

以上のように学校の統廃合については、心情的な面もさることながら、いろんな面に問題を派生させる案件でありますから、地域の将来をも同時に考慮していかなければならない問題であり、しかも早急にその方向に結論を出さなければならぬ問題でもあります。少子化の現実を直視するとき、今後、生徒が激減する小学校はどうなるのか大変憂慮されるところであります。こうした観点から質問させていただきます。

学校の統廃合の提言をどのようにお考えなのか。また、この提言を具体的に検討していくとのことでしたが、現在どのようなところまで進んでいるのでしょうか。また、学校の体制を今後どのようにとらえ、地域のさまざまな影響をどのようにとらえておいでなのか、市長初め教育長、教育委員長にお尋ねをいたします。

第4点目の質問でございます。第4点目として、潤いのあるまちづくりについて考えをお聞かせ願います。

車等で移動するとき、最近は今までにきれいに花を植えられていた道路の花壇に花がなく、また、道端やのり面の草刈りもされずに歩道を狭めている、こんな光景が気になります。道路については、国、県、市、それぞれ管轄、その責任において管理がされているんでしょうが、あまりにもひさんなこんな場面を見るとき、これでいいんだろうかと考えてしまいます。中には草刈りされないところに明らかにわかるように除草剤がかけられているところもございます。管轄が違うとは言え、市民はかかわりなく道路を通ります。そんなとき、キャッチフレーズにある「夢のあるまち」「観光事業を積極的に推進しようというまち」としては、まことにふさわしくない光景であります。市長はこの光景を御覧になっておられるでしょうか、この状況を見てどのようにお感じになられるでしょうか。観光都市を目指している当市、対応策はないんでしょうか。花壇に花が植栽されていれば、人がみずからいやされもします。その中に雑草が生えれば、きれいにしようとする心が生まれ、新聞報道もありましたけれども協働で作業をやるうという心も生まれ、結果として心が通い合う潤いのあるまちにつながる、その原点になるだろうというふうに私は思っています。まさしく協働のまちづくりの原点にもなるうかと思えます。市長の答弁をお願いいたします。

終わりに、平成22年第4回市議会6月定例会で市長が幾つかの案件を報告されました。その後、私らには市長に伺いする時間がございませんでしたのであえてこの場を借りて答弁を求めるも

のでございます。

なお、さきに述べましたけれども、列記させていただいた中の の子宮頸がんの予防ワクチンの接種状況につきましては、市政報告でも述べられましたし、昨日、伊藤議員への答弁にもございましたので省略されて結構でございます。ということで、簡単に次の4点について伺います。

一つは、税の滞納でございますが、税の滞納に当たっては秋田県地方税滞納整理機構と連携し、徴収体制の強化をすることでしたけれども、その後の収納状況を説明してください。

二つ目でございますが、新たに就農アドバイザーを委嘱されました。この件につきましては市政報告の中でも若干報告がございましたけれども、このアドバイザーのこの委嘱、この設置はまことに時宜を得たものであろうと私は評価いたしてございますが、どのような相談を受けたり、あるいはどのような働きかけをされているのかお尋ねをいたします。

また、不登校傾向にある児童生徒に経験豊富な専門員の設置計画がありましたが、その状況と改善された事例などがありましたら、プライバシーにかかわることもあるかもしれませんのでその辺は配慮を加えての説明をお願いいたします。

最後に、社会教育関係の6施設の耐震補強工事の進捗状況をお尋ねいたします。

以上、質問が多くてまことに申しわけございませんが、冒頭にも申し上げましたけれども1年生議員にもわかるような答弁を求めます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに、市政に対する運営とその姿勢についてでございます。

再選された主な理由との御質問でございますが、私に対する市民の思いはさまざまであろうかと思えます。個人的に一言で申し上げれば、市政の継続と同時に市長選挙で掲げたマニフェストの実現に期待しているのではないかなと思えます。

御承知のように平成17年10月1日に、にかほ市が誕生し、その後の4年間というものは市民の一体感をどう醸成していくか、あるいは旧3町のさまざまな事務事業の違いをどう調整してにかほ市としての形をつくっていくか、こうした4年間であったのではないかなと思えます。したがって、こうした基盤に基づきながらにかほ市としてさらにさまざまな課題に対応しながら発展していくために、市民の皆さんは市政の継続を選択されたのではないかなと思っております。

次に、マニフェスト6分野29項目についてでございますけれども、マニフェストの各項目については1期目から継続している事業もございまして、基本的には実現可能な項目から平成22年度の予算に反映をして取り組みをしている状況であります。したがって、総括についてはこれからとなりますが、実施している事務事業についてもよく検証して見直しを含めて次年度以降につなげてまいりたいと思っております。と同時に6分野29項目の実現については、引き続き最大限努力を重ねてまいりたいと思っております。

次に、副市長と教育長が再任されなかった理由とのお尋ねでございますけれども、こうした質問

にはちょっといかがなものかということで答弁は控えさせていただきたいと思います。

なお、これ誤解して困りますが、教育長の任命は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第16条第2項の規定に基づき、当該教育委員会の委員の中から委員会が任命する行為であります。市長が任命する行為ではありません。市長は同法の第4条第1項の規定に基づき、教育委員会の委員の任命については議会に諮って議決をいただきますが、教育長は委員会で決定する行為であります。

それから先ほどありましたように企業管理者の設置でございますが、きのうの佐々木正明議員にもお答えしておりますように、当面は条例をこのままにして私も、あるいは副市長もかわりを持ちながら、制度的にはは裁権限はありませんけれども、職務代理者で対応してまいりたい。それからきのうの質問にも申し上げましたが、ガス事業の民営化、これは本格的に行う場合、要するに民営化の方向に行った場合ですね、これを本格的に行う場合においては、場合によっては企業管理者も必要となってくる場合もありますので、当面は条例は改正はしないという考え方でございます。

次に、円高による当市の影響とその対策についてでございます。

今回の急激な円高は、輸出産業を主とする国内企業に大きな影響を与えております。このような状況の中で、1企業の自助努力には限界があるとしながらも、生産体制の見直しなど緊急な対策をそれぞれの企業が進めているようであります。しかし、それには先ほど申し上げましたように限度がございますので、政府・日銀においては円売り、ドル買いの為替介入を諸外国と協調して取り組むことや、さらなる金融緩和など強力な対策を望むものであります。しかしながら、アメリカを初めとする国の思わくもあってなかなか諸外国が協調して為替介入は難しい状況にございますが、それでも政府は何とか頑張りたいなという思いを強くしているところであります。

それでは御質問の、TDKでは1ドルをどのくらいに見込んで損益の分岐点にしているのかであります。TDKでは1ドル87円を想定しているというふうにして伺っております。

次に、有効求人倍率の低下も予想される中で新規卒業者の就職支援と中小企業対策についてであります。

初めに新規卒業者就職支援についてであります。今回の急激な円高にかかわらず、一昨年後半以降、雇用環境の悪化を受けてハローワーク本荘を中心とした求人開拓等に向けまして関係機関、団体、管内高校間で情報交換を行っております。また、8月9日には由利本荘市で新規高卒求人情報交換会を実施しております。この中には管内の13の事業所も参加をしております。ほかに定期的な会議としては、職業指導連絡会議や由利地域振興局が主催をしております由利地域人材育成就職対策推進協議会なども開催しているところであります。

当市における活動としては、にかほ市商工会に昨年から配属されております求人コーディネーターによるきめ細やかな求人開拓のほか、市商工課に事務局を置きます、製造業を中心とする49会員で構成いたします、にかほ市工業振興会が実施をしております本荘由利地域内高校進路指導担当所との情報交換会などもございます。本年度は6月の29日に開催しております、11会員企業の参加がございました。この会議では、高校生が地元に着するには、まず高校の先生方に会員企業を知ってもらいたいということから企業の現場視察を実施しているほか、企業が求める人材につい

での協議なども行っております。

次に、中小企業対策についてであります。一昨年後半からの世界的同時不況により景況が悪化している中小企業を融資面から支援しようということで、昨年1月の臨時議会において、にかほ市中小企業振興資金あっせんに関する条例を改正しております。通称マルに制度と言っておりますが、改正しております。内容は、これまでの融資限度額を1,000万円から1,500万円に、貸付期間を7年以内から1年以内の据え置き期間を含む10年以内にしたものであります。そして、その融資の際に発生する保証料、当然保証料が出てきますので、この保証料については全額市が負担をしております。また、幾らかでも金利を低くしようということで1%の利子補給も市が助成をしております。また同じく金融面からの支援として、秋田県経営安定資金融資保証料補助制度があります。これは資金を借りる際に発生する保証料を上限を140万円として、保証料全体の2分の1以内という形での保証料の補助をしております。

次に、雇用面からの支援としては、厳しい雇用環境の中、市内在住新卒者及び離職者の早期雇用を促進するため、平成21年度から2年間 — これはことしまでになります。これらの方々を正規社員として雇用した市内中小企業に対しまして、1名につき20万円を助成をしております。この制度については議会と相談しながら、1年延長して平成23年度までにしたいなというふうに今考えているところであります。

税制面からの支援としては、にかほ市工場誘致条例にかわり、にかほ市工業振興条例を制定いたしました。市内事業者が一定条件のもとに工場等を増設した場合、これまで通常3年間の固定資産税減免期間を5年としております。これにより、減免継続中の事業者及び新規対象事業者は、すべて5年間減免の対象となります。

次に、7月にTDK本社を訪問した後のことですが、私はこの職について、年、不定期ではありますが3回から4回、会長さん、あるいは社長さんの都合を見て本社を訪問しております。それから会長さん、あるいは社長さんが地元にかほ市に来た場合にも、都合がつけばこちらの方でもお会いしながらいろんな情報交換もしております。この前、9月の3日の日も澤部会長さんがわざわざにかほ庁舎を訪れていただきました。なぜTDKの本社に訪問するかということになりますと、やはり一番なのは地元の高卒者を雇用していただきたい、これは毎年毎回、この前も9月3日の日もお願いしましたが、このことをまずお願いしております。それから、こういう世界的な不況の中で、あるいは円高の中でTDKの業績がどうなのかということなども情報を得たいということでも伺っておりますし、そうした中で地元の生産体制がこれからどうなっていくのか、何とかこの生産体制をお願いしたいと、継続あるいは強化していただきたい、そういうお願いを常に行っております。来年新卒者の雇用については大変厳しい状況でございますので、現時点で何人になるかはわかりませんが、情報によるとハローワークに届け出されているのは、いろいろ本体からMCC、あるいはEPCなんかもありますので10名程度ではないかなと思っております。ことしの春は1人もありませんでした。ですから来春は何とかですね、大変厳しい、TDKを取り巻く環境も厳しいわけですが、お願いしたいということでTDKの本社などを要望活動をしているところであります。

それから次に、潤いのあるまちづくりについてでございます。

御指摘のように、にかほ市に限らず国道7号については全線において車道や歩道、花壇に雑草が茂り、また、防雪柵も何というかたたまないで、そのままにしているような状況が見られます。全く景観上好ましいとは言えない状態になっております。

そこで、国道7号を管理している秋田河川国道事務所に確認をさせたところ、国道の除草については全国統一されている維持管理基準に基づき年1回以内の頻度で、今年度からコストの縮減に向けて試行的に取り組んでいるということであります。その基準では、車道部は雑草等の繁茂により運転者の視認性による障害が生じている箇所や、車道幅員が著しく狭くなっている箇所を除草、歩道部は歩行障害や通学路などで自転車や歩行者の安全に問題が生じないように最低限の除草をしているということであります。これは今、国土交通省を取り巻く環境は大変厳しいです。予算はどんどん削減されて、公共工事、新しいものをつくるばかりじゃなくて国全体の中で維持管理費も相当削られているのが現状です。ですから国道7号線の花壇、特ににかほ地区については、あそこに花を植えておりました、きよねんまでは、あれはすべて国土交通省が花を買って支給して、ボランティアの皆さんがそれを植えて管理してきたんです。それもことしからなくなりました。ですからそういう形で、私たちから見ればむだとは思いませんけれども、やはりどうしても限られた予算の中でどれを削っていくかということだろうと思います。そういう形で、そのような状態がことしから始まっております。

また、県道管理についても由利振興局に問い合わせをしたところ、同じように路肩部分については年1回の除草、特に必要な箇所は2回ほど実施しているようですが、ただどうしても機械が入れないところとして防雪柵やガードレール、歩車道ブロック境界等の周辺、これは追加措置として除草剤を散布しているようであります。ただ、道路ふれあい美化事業として地域住民に委託して路肩部分の除草を実費程度でお願いしている場所もあるようであります。私もちょっとその場所までは確認はしておりませんが、にかほ市内には6ヵ所あるとしております。ですから、今後さらに市民の皆さんに呼びかけながら、こうしたことを実費程度できるような形のものを広げていきたいと思っております。

市道については、これまでどおりの除草を定期的に行っております。また、緊急雇用に伴う臨時職員もいることから、普段なかなかできない道路側溝や排水路の泥上げなど地域からの要望にきめ細やかに対応しているところであります。

また、すずらん通りやにかほ駅周辺の植栽は、これまでどおり地域の皆さんの御協力をいただきながら環境美化に努めているところであります。

先ほども申し上げましたように、私はむだと思っておりますが、国はむだを洗い出す事業仕分けや公共事業の見直しによるコスト縮減、抜本的な改革を今進めております。しかし、車や歩行者が安全で安心して通行できるように管理するのは、それぞれの道路管理者、国・県の責務でありますので、交通安全の確保や環境美化に配慮した維持管理を徹底するよう、国・県に対しては市長会などを通して要望をしていきたいと思っております。

次に、にかほ駅前の花壇の除草作業が協働のまちづくりの原点で、潤いのあるまちづくりそのも

のではないかと御質問でございます。

まさにそのとおりだと思います。特に駅はまちの顔でありますので、駅前周辺の花壇については毎年、平沢自治会から花壇を耕す作業から植栽、散水、そして除草まで管理していただいております。本当に感謝を申し上げたいと思います。

これからのまちづくりにおいては、生活に潤いを与える身近な環境づくりも大切でありますので、市民と行政が計画から維持管理まで協働して進めていけるような体制づくりをさらにつくっていきたいと思っております。

また、農地・水・環境保全向上活動や中山間地域等直接支払などの事業も、地域住民が環境美化活動に積極的に参画し一生懸命取り組んでおりますので、これからも市民総参加による環境美化活動が活発に行われるよう市民と一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

次に、就農アドバイザーの活動についてであります。

市政報告でも申し上げましたが、大きく3つの活動を柱に位置づけて、それぞれ具体的な活動を展開しております。

まず一つ目の柱は、新たに農業に取り組みたい方や農業に関心のある方への相談活動や啓発活動であります。これまでの相談や啓発活動の計画の一例といたしましては、現在、他産業に従事している若者からの就農するための研修制度の相談、親の跡を継いで就農したいが助成制度の有無の相談などがあり、県が行う研修制度の紹介や就農準備に必要な助成制度の紹介などを行っております。また、農業試験場で行われている2年間の研修実習生、これはにかほ市内から3人が今受講しておりますが、この方々に定期的に訪ねて、研修終了後の営農計画の相談や情報提供などを行っております。また、7月には市内高校生らを対象に横手市の大規模農家への先進地研修なども行っております。

次に、柱の二つ目でございますが、新たに農業に取り組みたい方を地域ぐるみで支援するための体制づくりであります。具体的な活動経過としては、担い手組織や花卉の生産者組織の会合に出向いたり、市内で花や野菜、畜産等を精力的に頑張っている農家を日々巡回し、情報交換や行政との結びつきを深めるためのネットワークづくりを行っております。

三つ目の柱は、現在専業で頑張っている市内の青年農業者らとの意見交換会や、農業施策への提言により施策の充実を図り、新たに農業へ取り組みたい方にとって働きやすい環境を整えることであります。これまで市内の青年農業者らを随時巡回し、情報交換や激励等の活動を行っているほか、青年農業者らの意見交換会を開催しております。

他の質問については教育長及び担当部長等がお答えをします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、副市長。

副市長（横山昭君） 抱負と決意との御質問でございますけれども、にかほ市といたしましてももう間もなく5年を迎えようとしておりますが、今、世界の経済状況は非常に厳しい状況下のもとであります。外国株式市場での急激な円高が進み、景気の減速傾向が強まっております。一方、国内におきましても、きょうの新聞にも掲載されておりましたけれども米価の下落というんですか、1万円を割ったということで、所得補償制度もございましてけれども市の財政にも大きな影響がある

ものと思われます。

一方、地方自治体においても国の公債残高による財政悪化に伴い、各種事業の見直しや国内のデフレなどの見通しが不透明な中で、にかほ市の均衡ある発展と市民福祉の向上と雇用の場の確保に努めるためにも、にかほ市総合発展計画にあります「夢あるまち」、「豊かなまち」、「元気なまち」の基本理念のもと、事業の円滑な推進と、市長が市民の皆様にご公約いたしました6分野29項目を速やかに実施していくためにも市長を全力で補佐しながら、市民の皆様や議員各位並びに職員の方々のお力添えをいただきながら、中でも特に雇用の問題、産業の振興等について日々努力を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力を賜りたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、大久保教育委員長。

教育委員長（大久保敬一君） 市の教育委員長を仰せつかってます大久保と申します。よろしくお願ひします。

鈴木議員からの御質問にあった3番目の学校の統廃合についてお答えします。

一つ目の学校教育将来構想策定委員会から出された学校の統廃合の提言についてであります。教育委員会としては現在この提言を受けまして、提言内容の具現化に向けて今年度中に小学校統合検討委員会を立ち上げるための準備作業を進めて、平成23年度の早い時期に仮称ではありますが院内小学校、小出小学校の統合の検討委員会を立ち上げたいと考えております。

二つ目の、この提言を今後具体的な検討を進めていくということで質問がありましたが、どのように進めるかということですが、本市でも鈴木議員さんの質問の中にもあったように児童数が減少しております。現在、小学校7校も減少傾向にあります。学校の小規模化に伴って子供たち、生徒たちが適正規模集団の中で豊かな人間性をはぐくむことや、教師の定数減のため学校の指導体制を整えることが困難になることが問題として指摘されております。そのために今年度、釜ヶ台小学校、釜ヶ台地区の少子化に伴って、提言を受けた形で今年度から釜ヶ台小中学校で複式学級を解消して児童生徒の良好な学習環境の構築を図るために、院内小学校及び仁賀保中学校に統合しております。

検討委員会では、院内小学校と小出小学校については平成27年度をめどに新校舎建築を視野に入れた上で、地域住民や保護者の意見を十分に考慮して、今後の就学児童数を勘案しながら小規模小学校の適正化について進めていきたいと考えております。

また、平成30年度をめどに象潟地区の象潟小学校、上浜小学校、上郷小学校の老朽化校舎の改築及び学校規模の適正化に向けて児童生徒の推移を見ながら、一番大事なのは児童生徒がよりよい環境でのびのびと活動できるようにするためには何が必要なのかということを経済委員会としてはしっかり考えた上で、保護者、教職員、地域住民の意見を十分考慮しながら3つの小学校の統合についても検討していきたいと考えています。

それから三つ目の少子化が予想を超えて早く進んでいると、このことについては学校側の問題のみならず、さまざまなことに波及いたしますということではありますが、これも鈴木議員さんのおっしゃるとおり、現在、本市においても少子高齢化が進展しているのが現状であります。このような

状況を踏まえているいろいろな考えなければいけないこと、教育委員会としてもいろいろな考えなければいけないことが多々あると思いますが、まずは今委員会として考えているのは、廃校した学校の活用のあり方、それから地域住民や保護者の意見をどのようにして委員会として受けとめるかを考える、それから統合した地域の活性化、いわゆる学校がなくなったということではいわゆる地域が廃れないようにするために活性化などを図るために、私たち教育委員会だけではなくて市全体の問題として今後総合的に検討していきたいと考えております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。時間が少なくなっていますが、答弁は手短にお願ひします。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

教育長（渡辺徹君） それでは、鈴木議員の五つ目の 不登校傾向にある児童生徒の増加に伴い、その対応の一つとして経験豊富な専門員の配置の説明があったが、その状況と改善された例があればということでございます。

今年度1学期の段階で不登校もしくは不登校傾向にあると見られる児童生徒は、小学校が2名、中学校が11名となっております。この数字は、夏休み明けなどにこれまでの例を見るとふえる傾向がございますので、そういう可能性がありますので、注意が必要かと思っております。

さて、市ではこの不登校または不登校傾向にある子供たちへの対応と新たな不登校児童生徒の増加を抑えるための対策として、以前、地方教育事務所由利主張所にて、そしてにかほ市と由利本荘市全域を対象に不登校対応をしておりました先生を不登校対策の指導員としてお願いしております。指導員の先生は7月1日から働いております。週3回、1日6時間の勤務であります。不登校児童生徒への学校以外の担当者がかかわる場合には、その指導方法としては大きく3つ段階がございます。第1段階としては、学校と連携して児童生徒の実態を把握することでありまして、まず把握するということ。第2段階としては、児童生徒及び家族とコンタクトを取って信頼関係をつくるということでございます。そして三つ目、第3段階としては、適切な刺激を与えて登校を促すと、こういうことでございます。現在は学校と連携を図って、一人一人の実態を的確につかむための活動が中心の段階であります。不登校児童生徒の家族と会って、今後の対応について検討し合ったり、当該の児童生徒と直接会って話をしたりもしております。不登校児童生徒への対応として、あせりというのが大変禁物でありますので、しっかりと信頼関係を築くことを最重点にしながら対応しているところであります。専門員の配置から1ヵ月半、その間、夏休みを挟んでおりますので具体的なまだ成果というものは見えておりませんが、今後対応の充実を一層図っていきたく、そういうふうに考えております。

次に、大きい5番目、 であります。社会教育施設の6施設の補強の必要ありとのことでありましたが、その後の補強工事の進捗状況についてということでお答えいたします。

社会教育施設7施設の耐震診断を平成21年度に実施しました。その結果は、1施設、通称金浦公民館を除く6施設が強度が必要との結果でありました。これを踏まえて、診断数値 $I S$ 値であります。この $I S$ 値の低い施設より年次計画で進めるということで現在計画してございます。本年度は、にかほ市内の体育館3施設の耐震補強工事实施設計委託を行うための予算を6月補

正に計上し、予算化されております。現在、国に実施設計委託業務補助金の申請中で、補助金交付決定後に実施設計委託業務を執行する予定となっております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。手短にお願いします。

総務部長（齋藤隆一君） 秋田県地方税滞納整理機構とにかほ市の連携、それから収納状況についてお答えをいたします。

秋田県地方税滞納整理機構設置要綱によりまして滞納整理機構に引き継ぐことができる案件は、個人住民税に滞納があって各税目の滞納額の総額が市にあってはおおむね 100 万円以上で、滞納処分を行うに足る財産を有するなど納税資力があると認められるものとなっております。市では、これらの要件に該当すると思われる滞納者を選定しまして、5 月に 1 件、8 月に 2 件を引き継いだところでございます。5 月に引き継いだ 1 件については 6 月と 7 月に預貯金の差し押さえを行うとともに、本人からは分納の誓約書を提出してもらって、これまで 2 回の自主納付があったところでございます。8 月に引き継いだ 2 件につきましては、これから周辺の調査なども行いまして最も効果的と思われる方法で滞納整理に着手することになります。

なお、市単独でも滞納整理としましては 4 月から現在まで、給与の差し押さえ 2 件、預貯金の差し押さえ 8 件、所得税還付金の差し押さえ 7 件、差し押さえた自動車のインターネット公売 6 件などを行っております。引き続きできる限りの徴収努力をまいります。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） これで制限時間になりましたので、これで 2 番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。

所用のため、11 時 15 分まで休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休 憩

午前 11 時 14 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12 番村上次郎議員の一般質問を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 質問に入る前に、通告書に誤字がありますので訂正させてもらいたいと思います。

1 番目の介護保険の件ですが、最初の行「不知の病」と書いてますが、そこは「不治」で、政治の「治」というふうになりますので訂正をお願いします。

それでは大きく 4 点にわたって質問をしたいと思います。

一つ目は、介護保険の末期がんへの適用、これについて周知をしてほしいということです。

これまで恐れられてきたがんという病気は、早期発見、早期治療で治るということが広く知られるようになってきています。しかし、にかほ市でもがんで亡くなった人は、前年度全死亡の 23.9%、86 人というふうに言われています。がん検診受診率は、にかほ市としては県の平均より

は高くなっていますが、まだまだ高めていかなくてはならないと思いますし、担当の方でもいろいろと手を尽くして受診率を上げるために取り組みを進めていることは十分承知しております。秋田県では、がんによる死亡率が高いということで本年度からがん対策推進チームを設置し、がんにかかる人、がんで苦しむ人、がんで亡くなる人をできる限り減らしたいということで取り組んでおります。しかし、まだがんになってしまう人は残念ながら少なくない状況です。

がんや不治の病で半年以内に死期が迫ったとき「自宅で療養したい」と答えた人は6割以上いるとの厚生労働省の08年度の調査があります。しかし、介護保険の申請手続中に亡くなる人がいたり、手早く暫定ケアプランができるよう対処し、適切なケアができる体制を取っているというところもあるとのことです。静岡県の浜松市では、緩和ケア普及のための地域プロジェクトが08年に調べたところ、訪問調査実施前の死亡は年間54人、訪問調査を終えたけれども介護度の本人通知前の死亡は126人いたそうです。それで浜松市では審査会の開催を早めるなどしたところ、09年には訪問審査前の死亡は22人 - 54人だったのが22人、介護度の本人通知前の死亡は66人というふうに、ほぼ半分には減ったというふうに言われています。もちろんこのがん、これについては本人に告知する、あるいはしないなど、患者一人一人、また家族の一人一人が違う条件があり微妙な問題を抱えることになりますから、慎重な上にもさらに慎重に対応しなければならないということはあるかもしれません。

そこで質問ですけれども、市民の中で末期がん等での療養先について、自宅あるいは病院等の調査はあるかどうかです。もし調査できている、あるいはそのわかる範囲で内容についてお答え願います。

二つ目は、末期がん等について介護保険による緩和ケア等の適用になることについて周知されているでしょうか。もしこの制度の周知について不十分なら、由利本荘市と一緒にやっている広域での介護保険として今後対応できるようにすべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に、2点目の介護度による障害者認定、税の軽減の広がりについてお尋ねいたします。

この件についてはこれまで何回も取り上げてきましたけれども、介護保険での介護度が進めば障害者認定を受け、税金の軽減につながります。要介護の人が障害者認定を市から受ければ、所得税と住民税が軽くなります。普通障害者と認定されれば、所得税27万円、住民税が26万円控除されます。特別障害者として認定されれば、所得税40万円、住民税30万円が控除されるというふうになります。介護度が3以上であれば、ほとんど障害者との認定を受けられるようです。また、介護度がそれより軽い場合でも実情によって障害者の認定を受けることもできるようです。

そこで、本年度までの介護認定者のうち、障害者認定を受けられるよういろいろと進めてきているようですが、周知徹底をどのように図ってきているでしょうか。本年度の周知方法等はどうかお尋ねします。

また、現在介護保険で介護度が進んでいる方の障害者認定の状況はどのようになっているのでしょうか。一覧表等でお知らせくださいというふうに質問しましたがけれども、先ほど机上にその表が上がってありました。

三つ目に、今後、障害者認定者拡大策をどのようにしようとしているかお尋ねします。

大きい3点目に進みます。ごみ焼却炉建設基金を設けたらどうでしょうかという質問です。

ことしの異常な夏の暑さには、だれしも地球温暖化、あるいは異常気象と、こういうふうにつなげて考えたり、感じたりしているのではないのでしょうか。にかほ市では地球温暖化対策地域協議会を立ち上げたり、太陽光利用、菜の花プロジェクト、廃油の利活用、省エネ対策など取り組みを進めてきています。一方、前回、家庭や事業所から排出されるごみ処理、廃棄物処理等の運営等、ごみ処理については多大な経費をかけております。ごみの減量やリサイクル、リユースなどでも努力を続けてきていますが、その限界もあると思います。ごみ焼却炉は稼働後 28 年を経過し、これまでダイオキシン対策など大きな対策に迫られたこともありましたが、その耐用年数は予定をはるかに超えてきております。前年度には、ごみ焼却炉等補修工事として約 1 億 1,200 万円を支出しております。担当のほうではいろいろと工夫しながら焼却炉とその施設の管理運営に気を配って、費用をできるだけかけないよう、しかし、ごみ焼却に悪影響が出ないようにと努力を続けているようです。また、由利本荘市と共同でごみ焼却炉建設について協議を進めてきているようですが、当初予定したような進展がないようなので心配しています。これまでの話では、由利本荘市との焼却施設については見通しがはっきりしない状況のようです。

そこで、過去 10 年間のごみ焼却炉修理、部品交換の予算、決算状況はどのようになっているか、一覧表等でお示してください。これも先ほど机上に上がっております。

二つ目に、由利本荘市のごみ焼却炉建設に関して協議状況はどのようになっているかお尋ねします。また、市単独でのごみ焼却炉建設の検討はしているのでしょうか。もししているとしたならば、その内容はどのようになっているのでしょうか。また、今後に備え、いずれはどうしても必要になるわけですので、ごみ焼却炉建設基金を設けるべきだと思いますが、どうでしょうか。

最後の4点目ですが、マレットゴルフの普及ということについてお尋ねします。

現在、にかほ市周辺ではグランドゴルフが盛んに行われ、愛好者、利用者もふえてきており、丸々カップ、何々カップなどの大会も幾つか行われています。県外からもお客さんが来ております。しかし、利用者が集中しプレーしにくいという状況も時にはあり、市外の利用者からは利用料金を徴収すべきではないかという声も一時あったほどですが、公園という施設の関係で料金徴収はできないというふうなことで現在まで来ております。

そこで、現在、グランドゴルフ利用者の利用状況はどのようになっているのでしょうか。事務報告書等にもありますので一部は見ておりますが、5 年程度の利用状況をお示してください。

また、グランドゴルフ場の新設などグランドゴルフについての要望が幾つかあったやに聞いておりますが、どのようになっているのでしょうか。

また、市内の適地を活用してマレットゴルフの推進も検討したらどうでしょうか。マレットゴルフというこの名称そのものも初めての方もおられると思いますが、これはグランドゴルフと同様のやり方で用具もグランドゴルフと同じものを使えるようです。グランドゴルフの場所を河川敷、森林公園など、さらに自然の中に場所を広げることができるもので、特に長野県などは盛んな地域です。

マレットゴルフのマレットというのは木づち — 木のつちという意味で、木づちを使ってボ

ールを打ち、ゴルフのルールで競技をするという意味からマレットゴルフと名づけられているもの
のようです。このマレットゴルフというのは福井県福井市の運動公園指導普及職員が 1977 年、昭
和 52 年に考え、当初はゲートボール用のスティックとボールを使って行われたもののようです。
レクリエーションスポーツとして職員だけでなく地域住民等にも普及していき、1981 年、昭和 56
年以降、長野県体育センターの専門主事により講習会等が行われ、県下各地に普及していったもの
のようです。現在はマレットゴルフ専用のクラブを使い、広々とした自然の中でゴルフのような感
覚で、経費をかけずに豪快な気分を味わえるスポーツというふうになっています。秋田県にも三種
町にマレットゴルフの協会があります。これはもちろん行政主導というばかりにはいかないと思
いますので、今後検討してもらいたいというふうに思って質問しております。

以上 4 点についてお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからごみ焼却施設の建設等についてお答えをいたしまして、他についてはそれぞれ担当
の部課長等がお答えしますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

由利本荘市とのごみ焼却施設に関しての協議状況でございますが、平成 18 年 8 月に本荘由利ご
み処理広域化検討委員会の再開を決めて事務レベルの協議が開始されたところであります。これ
18 年 8 月に再開というのは、1 市 10 町時代にもこの話がありましたが、それぞれ合併を控えてお
りまして途中でこの協議会は頓挫したという形になります。そういうことで 18 年の 8 月に改めて
再開したということになります。その後、早期の整備実現に向けて協議を重ねてまいりましたが、
由利本荘市における施設整備の実施年度が諸般の事情で大幅におくれることになりまして、これま
で議会のほうにも具体的な方向性をお示しできない状況でございました。そこで 8 月の 25 日であ
りますが、両市長と副市長、そして関係部長で構成する由利本荘市・にかほ市ごみ処理施設整備促
進会議を開催したところであります。その会議の中では、にかほ市のごみ施設の現状、これをよく
由利本荘市さんのほうに説明をして、というのは由利本荘市の施設とうちのほうの施設では施設が
できてから 12 年の差があるわけです。私のほうが、にかほ市のほうが 12 年古しいわけです。です
から、そういう実情をお話をしながら協議を進めてまいりましたが、何とかですね、今年度中には
その方向性を両市とも示したいということで今協議を進めているところであります。したがいまし
て、市の単独でという御質問もございますが、まずは基本的には両市で広域的に取り組むというこ
とで御理解を賜りたいと思っております。

次に、ごみ焼却炉の建設基金の造成についてでございますけれども、この事業を進める上におい
ては国の循環型社会形成推進交付金を活用するつもりでおります。ですから、その交付金を活用し
て、私は合併特例債を完了できるような、全部合併特例債を使えるような形で施設を完成したいと
いうふうにして考えておりますので、現状では基金を設けなくとも十分財源の捻出は可能だと考え
ております。

他の質問については、先ほど申し上げましたように担当の部課長等がお答えをいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） はじめに、介護保険の末期がんへの適用周知の御質問にお答えしたいと思います。

高齢化社会における高齢化の介護を社会全体で支えるために、平成 12 年 4 月、介護保険制度が始まりました。介護保険の被保険者は 65 歳以上の第 1 号被保険者と、40 歳から 65 歳未満の医療保険加入者で構成されております。65 歳以上の要介護者などにつきましては介護保険サービス利用の制限はありませんが、第 2 号被保険者について介護保険サービスを利用できるのは、老化が原因と定められた特定疾病の脳血管疾患や初老初期認知症など 15 種類の疾患に限られておりました。この特定疾病の中に御質問の末期がんは含まれていませんでしたが、平成 18 年 4 月の介護保険法改正に伴いまして末期がんが新規に加わりまして、40 歳から 65 歳未満の第 2 号被保険者であっても末期がんの場合には要介護認定を受けることができるようになったものでございます。

最初の市民の中で末期がん等での療養先について、自宅、病院等の調査はありますかとの質問でございますが、最近の調査はいたしてございませんが、少し前の調査になります平成 17 年 6 月、合併前の旧象潟町、金浦町、仁賀保町の仁賀保圏域における高齢者実態調査結果について説明したいと思います。

その高齢者実態調査は 65 歳以上の 25%に当たる 1,778 人に対し実施した調査でございまして、「介護が必要になった場合にどのようにしていきたいか」との質問でございました。その質問に対し、「住み慣れた自宅で家族に介護してもらいたい」や「住み慣れた自宅で介護保険のサービスなどを利用しながら介護してもらいたい」と回答した人が 64%でございます。また、「介護してくれる身内のいるところに同居したい」が 5%、「特別養護老人ホームや老人保健施設、ケアハウスなどに入所したい」が 21%となっております。調査の結果は以上のとおりで、介護が必要になっても家族に介護をしてもらいながら住み慣れた自宅で暮らしたいと希望する人が最も多くおりました。

がん患者に罹患したときの療養先についての調査は残念ながら実施いたしておりませんので、数値については把握されておられません。

続いて、末期がん等について介護保険に緩和ケアなどの適用があることについて周知されているのでしょうかとの御質問でございますが、もしこの制度の周知について不十分なら、広域での介護保険として今後対応できるようにすべきだと思いますが、どうでしょうかという質問についてでございますが、平成 18 年 4 月の法改正に伴いまして 40 歳から 65 歳未満の特定疾病に末期がんが新規に加わりましたので、地域における介護保険の出前講座や申請数は少ないわけですが、申請窓口での説明は必要に応じて行うようにしてございます。

末期がん等について介護保険による緩和ケアなどの適用があることの周知については、本荘由利広域市町村圏組合においても制度の案内などでお知らせをいたしておりますが、それでもまだ十分ではないと考えております。今後、広域や市でお知らせするパンフレットや介護保険の窓口での申請相談、あるいは講座などで周知するように努めてまいりたいと考えております。

また、緩和ケアの対象者には、同時に病院退院から在宅生活を支える継続的にサービス提供が必

須となります。地域包括支援センターや担当するケアマネージャーは本人と家族がどのようなサービスを受けていきたいか、受けられるのか、医療を含め介護保険サービスや関係者間の調整を行いまして、連携による緩和ケアのための相談に乗っていききたいと思っております。

次に、大きな二つ目の介護度による障害者認定、税の軽減の広がりについての御質問にお答えいたします。

これまで障害者認定にかかる介護保険認定者に対する周知については、障害者の方の税負担を幾らかでも軽減していただくために毎年申告の時期に合わせまして市の広報でお知らせするとともに、市のホームページでもお知らせをいたしてきました。3月定例会市議会におきまして村上議員さんから御質問にお答えいたしましたとおり、今年度からは対象と見込まれる要介護3から5の方全員に直接一人一人に通知を行うこととしております。ただし、障害者控除の対象となる年の介護認定は12月末に確定するために、要介護3から5の方全員の通知については12月末から1月中旬にかけて行うこととなりますので、御理解をくださるようお願いしたいと思います。

次に、これまでの障害者認定の状況についてであります。一覧表を配付しておりますので御覧ください。

平成19年度は要介護3から5の方は606人で、障害者と特別障害者を合わせた障害者控除対象認定者は58人となっております。平成20年度は要介護3から5の方は586人で、障害者と特別障害者を合わせた障害者控除対象認定者は59人となっております。平成21年度は要介護3から5の方は608人で、障害者と特別障害者を合わせた障害者控除対象認定者は93人で、平成21年度は包括ケア会議におきましてケアマネージャーを通しまして該当者に申請の奨励を行ったため、前年度より34人の増加を見たものでございます。

今後の障害者認定の拡大についての御質問でございますが、広報などの周知のほか、一人一人に対する直接通知やケアマネージャーなどによりまして対象者全員が障害者控除対象認定を受けられ、申告による障害者控除を一人でも多くの方が受けていただくように努めてまいりたいと考えております。

次に、三つ目のごみ焼却炉建設基金を設けたらどうですかの御質問についてお答えしたいと思います。

過去10年間のごみ焼却炉修理等の予算、決算につきましては、配付しております、にかほ市ごみ焼却炉修理費等一覧を御覧願いたいと思います。

過去10年間のうち、平成12年度から平成17年9月までは一部事務組合であるにかほ地区衛生施設組合で、平成17年10月より合併に伴いその事務がにかほ市に承継され、現在に至っております。内容につきましては、平成12年度の予算額が2,041万7,000円、決算額が525万円、平成13年度の予算額が609万円、決算額が596万7,000円となっておりますが、国の補助事業としてのダイオキシン対策工事を平成11年度9億1,875万円で契約いたしまして、繰り越し事業といたしまして平成12年度に実施されたため、通常の整備費が少なく済んだことによるものでございます。平成14年度以降の予算額と決算額につきましては資料に記載のとおりであります。年々増加の傾向にありまして、平成17年度以降の修理費が多くなっております理由といたしましては、稼働

後 24 年も経過 — 現在は 28 年になっているわけですが、一般の修理箇所が増加していることに加え、修理が不可能な機器についての安全交換が必要となったためでありまして、各種コンベア類、破碎機、灰バンカー、不燃物バンカーなどを交換いたしております。このため平成 20 年度以降は 1 億円以上の経費を要しておりますが、今後におきましても清掃センターが稼働している間は各機器の状況把握に努めまして、修理、交換などの優先順位を定め計画的に維持管理を実施いたしまして、事故等が発生しないように細心の注意を払いまして安全な運転を実施することが必要と考えて実施しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） マレットゴルフ関連の御質問に対して私のほうからお答えしたいと思います。

1 番目のグランドゴルフ利用者の利用状況についてお答えいたします。

市内にグランドゴルフを楽しめる場所は、日本グランドゴルフ協会公認コースとなっている院内の薫風苑をはじめ、南極公園、ねむの丘、奈曾川河川敷公園などがあります。利用者の推移であります。施設の管理人を常駐している薫風苑のみの集計になりますが、施設を管理している観光課のデータによりますと、平成 17 年度には 2 万 8,136 人、平成 18 年度には 2 万 6,800 人、平成 19 年度には 2 万 7,230 人、平成 20 年度には 2 万 7,323 人、平成 21 年度には 2 万 6,206 人となっております。

二つ目の質問のグランドゴルフ場新設などグランドゴルフについての要望はありますかという御質問に対して、グランドゴルフ愛好者団体からグランドゴルフ場の新設要望等は上がっておりません。しかし、薫風苑は県内外の愛好者から人気が高く、市外の利用者も多いことから、利用料金を徴収して混雑解消につなげることができないかと、ことしの春、スポーツ振興課でそういうお話を受けております。農村公園として整備した公園ですので、制度上、有料化が可能か、また、利用者の皆様の御意見等を伺いながら相談し、有料か無料の継続等、判断していきたいと考えております。

3 番目の御質問の市内の適地を活用してマレットゴルフの推進を検討したらどうでしょうかという御質問に対しましては、現時点で行政主導でのマレットゴルフの推進は考えておりません。市内の皆様からも要望も伺っておりませんし、また、お話にありましたマレットゴルフとグランドゴルフはそれぞれの競技の特徴が非常に似通っております。人数に関係なく、いつでもどこでも気軽に楽しめる生涯スポーツの一つとして、それぞれ昭和 50 年代に全国に普及し始めてきました。今後、市民の皆様からマレットゴルフの普及に対する要望等があれば御相談させていただきたいと思っております。

数字にちょっと訂正がありますので、訂正しておわび申し上げたいと思います。

グランドゴルフ利用者の利用状況の中で、平成 17 年度の利用者に関しましては「2 万 8,136 人」が正しい数字のようです。訂正しておわびを申し上げます。（該当訂正箇所訂正済み）以上です。

議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） それでは質問した順番に一つずつ再質問します。

最初の末期がんへの適用というのですが、こういうふうな年齢が下がった、40 歳から 65 歳未満の人にも末期がんの場合は適用できますということ、末期がんという言葉そのものを使って広報するというのもちょっと抵抗があるということもわかりますけれども、制度が変わった時点では一応市民の皆さんに変わりましたよというふうな通知してると思うんです。しかし、厚生労働省でこの 4 月 30 日に末期がん等の方への要介護認定等における留意事項として、もっと徹底しなければいけないというふうな通知を出しているわけです。全国的にこれが知られていないということによってこういう通知が出ていると思いますし、当然、広域でも似たような状況にあるんじゃないかと。まして調査をするというところまでいっていない、こういうふうな思うので、制度変更の場合の市民への周知徹底以前に担当のほう、あるいは広域の担当のほうに速やかにこういう通知が来て徹底するようにというふうに、その縦の仕組みがきちんとしているかどうか、そのことについてひとつお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 御質問にお答えしたいと思います。

ただいまお話ありました国からの通知につきましては、4 月 30 日付で事務連絡という形で受けてございますが、当然、末期がんという言葉自体が非常に人間の尊厳に関する問題につながりますので、本当に制度の周知する場合、私たちも非常に悩んでおるわけでございますが、広域と一緒に制度の周知に努めてまいりたいと考えてございますが、この通知の中では暫定ケアプランの作成、あるいは介護認定につきましてはこの末期がんの方につきましては定期的な認定、介護認定ではなくて速やかに実施していただきたいというような内容のものでございます。例えば 3 カ月に 1 回の介護認定ではなくて、申請があったら速やかに認定するというようなものでございまして、それに向けまして私たちもケアマネージャーさんとの会議などでいろいろ話をしながら周知に努めておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） この制度を知ったという例として、病院のお医者さんから話を聞いたと。それでわかって速やかにケアプラン立ててもらって対応したという例もあるようですから、これは広域としても病院、そしてお医者さん、この関係も該当するケースがあったら対応できる、そういうふうにしていなければいけないと思いますので、その点についても今後広域等を通してお医者さんの方からも積極的にそういう話が出るように、そういう仕組みをしてほしいと思うんですが、その点いかがですか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 当然おっしゃるとおりでございますが、この末期がんにつきましては主治医の意見書が必要となってきますので、当然、医師会との会合やら、お医者さん方との会合がたくさんございますので、その会合の中で話し合いを進めさせていただきたいと考えております。

議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 二つ目の障害者認定の件に移りたいと思います。

障害者認定が平成 20 年度 59 人、それ以前もずっと横ばい状態だったのが、平成 21 年度に少しふえて該当者の 15%程度になったと。大変この点は進んだなというふうに思います。これまでの相当の努力が実を結びつつあるとえばいいですか、周知徹底が図られつつあると思いますので、これはぜひ進めてもらいたいと思いますが、この何か普通であればがんの受診率向上とかそういう目標で 3 年計画が出て、福祉の計画ではいろいろ立てております。この周知徹底についてはそういう目標など持ってやっているのか。少なくとも七、八十%以上の方が申請をしている、こういう状況をつくりたいと思うんですが、目標を持って進めるところまで進んでいるかどうか。これまでの取り組み、今後の取り組みについては大変よかったと思っています。さらに強力に進める意味では目標を持ったらどうかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 当然ながら目標は掲げてございますが、私たちは全員の方に申請していただきたいという考えに立ちまして、今年度から全員の方に個人個人に周知することにしておりますので、ただし認定を受けた場合でも所得が低い方については残念ながら対象にならない方もおりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 次のごみ焼却の問題ですが、基金を積まなくても全部やっていけるだろうというような話でしたけれども、これ担当のほうでは本当によくカバーしながら、部品交換したりいろいろ面倒見て維持し続けている、よく橋、あるいは建物の長寿命化という言葉がこのごろ盛んに聞きますが、この現在のごみ処理施設については、その長寿命化の実践の最たるものではないかというふうに思っておりますが、このあくまでも由利本荘市と一緒に進めるという話のようですけども、これは国の政策が、ごみをいっぱい集めて 24 時間稼働してダイオキシンを出さない大型のものをねらっているわけです。ですからそうなると思うんですが、流れとしてはそういうじゃんじゃん運搬のために車が行き交いする、そしてごみは減量というよりは多く集めてどんどん燃やす、高熱でダイオキシンも防ぐ、こういうふうな流れが主流というふうにつくられているからそうだと思うんですが、市単独での協議は一度もしたことありませんか。その点についてお伺いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） ごみの焼却施設を建設するためにはさまざまな課題を解決していかなければなりませんけれども、ただ村上議員がお話のように広域でごみをつくって大量にごみを集めるための焼却施設だという考え方は私どもは持っておりません。あくまでも平行してごみの減量化と、そして先ほどお話ありましたように新しい施設をつくる場合であっても長寿命化、設備をやはり長く持たせるためには 24 時間稼働でないと設備は長持ちしません。要するに今のよう形で 1 回温めて燃やして、また冷やして、次の日、また温めてという形になりますと、どうしても設備の寿命が長く続きませんので、私どもとしては今の計画の中では長寿命化を図るための 24 時間体制、それからダイオキシン対策を主として取り組むものであります。このことについては国の方針もあり

ます。広域化というのは国の方針に基づいてこれまでやってきているわけでありまして、単独についても少しは心の中で検討はしてます、確かに。検討はしてますが、まずは基本的には由利本荘市と一緒に取り組みたい。ただ、これから取り組んだとしても、場所を選定して周辺の地域住民から理解してもらうにも相当時間もかかる。場所が決定しても、それから環境アセスに2年ぐらいはかかるでしょう。それから国の交付金を活用するに当たっては、例えばPFI、こういう検討もしなければなりません。それは民設民営、こういうことも検討して公設公営なのか、公設民営なのか、こういうことも交付金を活用するためには検討することが必須になっていますので、こうした事務作業も含めて6年ぐらいかかるのではないかと。できれば私は5年ぐらいで、平成23年度から本格的に取り組んで平成25年ぐらいにできればなということで今由利本荘市さんとの協議を進めているところであります。

議長（佐藤文昭君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） お昼になりましたが、もう若干の時間を借りたいと思います。

ごみについては、ここ数年、一時期全部ひっくるめてごみ分量がふえた時期もありましたけれども、平成16年以降は燃えるごみ、燃えないごみ、リサイクル、ペットボトル等含めてです、どんどん少しずつ減量状況です。これは非常にいい傾向だと思いますし、それ相当の働きかけ、それから市民の理解、協力、これがあると思います。

ごみ、その焼却の民間施設、民間運営という点については若干私は疑問も感じているんですけども、今後早期に計画に入っていくと、実施計画ではごみ焼却炉のために本年度約1億円、来年度も再来年度もと1億円を下らない計画だわけです。そういう点でも基金のことまで心配しているんですが、これぜひ話し合いをまとめて進めてもらいたいというふうに思いますが、一定の年度までめどを答弁されていますので、その線で頑張ってもらいたいと思います。

最後にマレットゴルフ、これは当然行政主導でやっていく問題ではない。しかし情報発信を、今初めて聞くとお思いますし、場合によっては社協関係で視察の機会あったり、あるいは現場見る機会あったりすればいいと思うんですが、これはグランドゴルフはグランドの範囲内、マレットゴルフは森林とか、あるいは山に少し入っていった状況で、森林浴を楽しみながらやれる、あるいは河川敷等で川と楽しみながらやっていく、こういうような非常に自然と親しむ、健康面でも、また、スポーツ面でも非常に有効だというふうに私は聞いております。この話を聞いたのは、実は長野に住んでいた人でこちらに来た人から初めて話を聞いて、全国的にも長野が進んで多くやっていると、500ヵ所以上もあるというふうなことで、ネットなどで調べればいろいろわかると思いますので、その情報発信ということによってやっていけるかどうかお尋ねします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） グランドゴルフもこのマレットゴルフも似通ったものではありませんけれども、人それぞれそういう何と申しますか、健康づくりのスポーツに関しましてはそれぞれあると思いますので、情報発信という点に関しましてはぜひやっていきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤文昭君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時5分まで休憩といたします。

午後 0 時 04 分 休 憩

午後 1 時 05 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10 番小川正文議員の一般質問を許します。10 番小川正文議員。

【10 番（小川正文君）登壇】

10 番（小川正文君） それでは私の一般質問、通告書に従いまして質問してまいります。

最初に、訂正を願います。5 行目「病棟数」となっておりますけれども「病床数」に直して下さるようお願いいたします。1 問目の 5 行目であります。

それでは、地域医療について質問してまいります。

ことしに入って、県内各地域の医療体制についてさまざまな変化が起きてきています。

北秋田市では、市内の公立病院 3 施設を統合して昨年 10 月に開院予定をしていた北秋田市民病院が、ことしの 4 月にずれ込み、その上、当初予定されていた入院機能は病床数 320 床が 177 床の稼働になり、また、予定されていた医師は計画では 31 名でありましたけれども、医師不足により 15 名体制、うち 2 名は歯科医というスタートになりました。

八郎潟町にある湖東病院、J A 秋田厚生連の発表によりますと、医師不足による大幅な減収に加え、事業経営に不可欠な改築という事情を抱え、改善計画の中では県内 9 病院のうち唯一、「経営改善策としては廃止が最も有効な選択肢」という大変厳しい言葉が盛り込まれ、地元には大きな衝撃が走ったようであります。現在は事業を縮小しながら経営を続けているようであります。

また、上小阿仁村のただ一人の医師、上小阿仁国保診療所の所長が村に辞職願を提出し、このことが公になると市民が慰留に努め、署名を集めるなどした結果、辞意を撤回したそうであります。去られれば無医村となるだけに、その危機感は大変大きかったのではないかと思います。

こういう県内の現状を見聞きしますと、地域医療がぎりぎりのところで保たれていると今さらながら思い知らされます。個人の医院、地域の中核となっている病院の事業の縮小・廃止については、地元住民の医療の不安だけではなく、住民の健康の問題、雇用の問題、交通体系の問題なども含まれ、地域にとっても大きな課題であると思われまます。

そこで質問でありますけれども、地元地域医療の中核をなす由利組合総合病院について、J A 秋田厚生連は県内に 9 施設の総合病院を経営しております。どの病院も地域にとっては中核的な存在であります。厚生連の 09 年度の決算見込み — これは今年の 11 月時点でありますけれども、3 億円を超える赤字が見込まれていましたけれども、医療資機材の共同購入などの改善策を積み重ね、赤字幅は当初予定の半分以下に圧縮される見通しですが、病院別で黒字なのは 3 病院だけで、当由利組合総合病院も医師不足などによる減収で当初計画をさらに上回る赤字が予想されています。

そこで、一つ目、現在の経営状況について伺います。

二つ目は、医師不足の関係から一部診療科目が縮小されていますが、現在の状況について。神経科、精神科、消化器科。また、全国的に小児科、産婦人科の診療科目が縮小しているとのことですが、当病院ではどういうふうになっているのか。

三つ目、医師不足対策について県の考え方、市の考え方、受けとめ方について伺います。

二つ目は、地元医療についてであります。

現在、市内には 22 の医療機関があり、疾病の治療、疾病の予防、高齢者、障害者の健康支援、子育て支援、地域に根差した医療を提供してもらって市民にとっては大変力強いことだと思います。

そこで質問でありますけれども、一つ目、地域医療体制の充実と地元医師との連携について。

二つ目、秋田診療情報共有化システムについて。

三つ目、市としての医療基本構想について伺います。

次に、産学官連携について。

平成 11 年に県立大学が開学し、本荘キャンパスにシステム科学技術学部が設置され、平成 13 年に財団法人本荘由利産業科学技術振興財団が設置され、現在、本荘由利地域産学共同研究センターの運営を行っております。この産学共同研究センターの受け持つ役割としては、産学官の連携を押し進め、共同研究などで生み出された成果や特許を民間企業で実用化・製品化するための橋渡しを行ったり、資金、人材、設備などの研究開発資源に不安がある企業に対して、大学の資源を有効に活用する手段を提案しております。

そこで質問でありますけれども、一つ目は、産学共同研究センターでは現在どのような研究テーマがあるのか。その取り組み方について伺います。

二つ目は、にかほ市ではどのような企業が参画しているのか。また、その成果についてであります。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、小川議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに地域医療についてでございますが、地域医療の中核をなす由利組合総合病院の経営状況についてでございます。

平成 21 年度の J A 秋田厚生由利病院別の経営状況の実績は、9 施設のうち鹿角、北秋中央、湖東、そして雄勝中央病院の 4 ヶ所がそれぞれ赤字となっております。また、その他の山本、秋田、由利、仙北、平鹿中央の 5 つの病院については黒字決算となっております。しかしながら、由利組合総合病院についてはまだ病院建設したときの債務が残っておりますので、厳しい経営状況が続いているところでございます。また、消化器内科の医師不足などによりまして外来患者が前年度より累計で 2 万 6,000 人余り、そして入院患者では延べ人数で 6,800 人ほど減少をしております。加えて他の診療科目も縮小していることから、単年度収支は黒字 - 1 億 2,400 万円ほどの黒字となっておりますが、先ほど申し上げましたように大変厳しい経営状況が続いております。

次に、診療科目の縮小状況についてでございます。

現在、精神神経科は外来診療のみで入院はできない状況となっております。また、消化器内科については常勤の医師は1名となっており、協力医師のもと、外来診療のみで入院の体制は整っていない状況でございます。懸命に常勤医師の確保に努めているところであります。また、内視鏡検査についても検査可能な人数が決められておりまして、予約を待つ状況にありますので、地域の皆さんには御迷惑をおかけしている状況にもございます。小児科、産婦人科については今までどおり診療が行われております。

次に、医師不足対策について県、市の考え方についてでございます。

大変この医師不足については難しい課題であります。県の報告では秋田県の医療施設に従事しているお医者さんは、平成20年度末で2,180人で、少しずつではありますが増加の傾向にあると伺っております。しかし、人口10万人当たりでは196.8人と全国平均の212.9人を大きく下回っております。全国では32位の低位置にあります。また、医師の地域偏在も顕著でございます。秋田県内では北秋田医療圏が一番低い状態になっております。県では、必要なお医者さんの数を確保し医療水準の維持向上を図るために、県、医療機関、そして教育機関などが一体となって総合的な医師確保対策に取り組んでいるところであります。

その主な事業としては、一つとして、地域医療従事医師への奨学金等貸与事業であります。内容としては、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生、大学院生及び研修医に対して、修学研修資金を貸与するものであります。また、県内の公的医療等への勤務や、知事が指定する公的医療機関で医師不足が深刻な診療科に勤務すれば、返還が免除されるというものであります。

二つ目としては、医師確保促進事業であります。これは県内の医療機関での勤務を希望する医師に対して、ドクターバンクによる就職先のあっせん、紹介等を行うほか、医師を県職員として採用して自治体病院等へ派遣することにより、医師の確保を図るものであります。

三つ目として、医師のリクルート情報発信事業がありますが、内容については省略をいたします。

四つ目としては、産科等医療体制特別対策事業がございます。この事業は、女性医師対策や産科等医療提供体制を確立するための事業でございます。女性医師の復職支援や離職防止を図るためのものであります。

五つ目といたしましては、臨床研修対策支援事業と臨床研修病院支援の事業でございます。この事業は、臨床研修医の確保と定着を図るための事業を実施したり、病院の指導医の負担軽減を図るための事業でございます。

以上申し上げましたが、ほかにも幾つか医師確保のための事業を展開しております。医師確保については前段でも申し上げましたが大変難しい問題でございます。すぐに結果が出るものではありませんが、市の支援体制の情報収集に努めながら地元医師会とも強力して、市として医師確保にどのような形ができるのかも引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、地元の医療についてでございます。近年、医療を取り巻く環境は急速な高齢化の進展、慢

性疾患中心の疾病向上への変化、医療技術等の進歩による高度化や専門化など大きな変化があります。このような中で医療の質の向上に対するニーズは高まっておりまして、日常生活圏において通常の医療に対応できるよう医療提供体制の整備や情報の提供が求められております。

県では平成 20 年 4 月に秋田県医療保険福祉計画を改定し、地域の実情に即した良質かつ適正な医療体制の構築を図ろうとしております。あわせて二次医療圏であります本荘由利にかほ医療圏も地域振興局を中心に各団体等で協議され、この計画が策定されております。この計画では、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療の分野別に現状と課題、目標や目指す施策等が示されております。また、この計画でも一次医療圏は住民の日常生活に密着した地域単位で、一般的には外来医療など身近で利用しやすい保健医療サービスが提供される範囲として市町村範囲となります。

にかほ市では、由利本荘医師会はもちろんのこと、にかほ市内のお医者さんを市医師として委嘱して疾病予防や福祉、医療、そして救急分野等についての協力をいただきながら事業を進めているところであります。今後とも医師会や地域の医師等と連携しながら、にかほ市の医療体制の維持充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、秋田診療情報共有システムについてでございます。

秋田県では、平成 18 年 3 月に秋田 ICT 基本戦略 2006 を策定し、ICT — これは情報通信技術を活用した保健医療分野におけるネットワークシステムの構築を目標にして、平成 20 年 2 月から運用が開始されております。このネットワークは、地域医療の連携を推進し、効率的でより質の高い医療サービスの提供を目的としております。これは患者さんより登録していただくことにより、参加する医療機関の間で患者さんの基本情報、傷病名、処方歴、検査情報、アレルギー情報などを共有できるシステムであります。

由利本荘医師会では、平成 22 年 — ことしの 1 月より運用を開始しておりまして、平成 21 年 12 月の市広報配付と同時に各世帯にチラシを配付して事業の啓発を行ったところであります。このシステムの参加医療機関は現在 19 医療機関で、登録者数は 243 名となっております。このシステムのメリットとしては、重複診療、重複検査の防止など医療費の削減などもつながりますので、市としても事業の啓発等を含めて医師会に協力して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、医療の基本構想についてでございます。

現在、にかほ市内の医療機関は、御承知のように病院が 2 ヲ所、診療所が 13 ヲ所、うち、この中には眼科診療所が 1 ヲ所含まれております。そして歯科診療所が 8 ヲ所ございまして、どちらかという、にかほぐらいの人口規模では恵まれた医療環境にあるのではないかなと考えております。しかし、これから医師の高齢化等もありますし、この状況を継続していけるかどうかは将来を考えた場合に大変危惧されるところであります。今後そうしたことを踏まえながら、市として地域医療の方向性などを定めるための基本構想等 — 基本構想になるのか基本計画になるのかは別といたしまして、策定していく必要があると思っております。今後、市民の考えや要望、そして医師会の先生方の御意見をいただきながら、市としてのあり方、医療のあり方、医療機関のあり方、そうしたものを策定してまいりたいと思っております。

次に、産学連携についての研究テーマについてでございます。

本荘由利産学共同研究センターは、秋田県立大学本荘キャンパスとの連携窓口として管内企業の各種相談のほか、測定器の利用や製品開発資金の助成等も手がけております。県立大学本荘キャンパスは1学部4学科の授業で、機械知能の電子情報、建築環境、経営のシステム工学系の大学であります。そして約100人前後の教授陣が学生の教育に当たりながら、それぞれのテーマを抱え、研究に取り組んでおります。

産学連携は、これらの研究テーマの事業化、あるいは企業が抱える技術的な課題をクリアするために大学と企業が連携を図るものであります。そして大学に当たっては専門性の高い研究テーマと企業との接点を見出すため、冊子の作成や発表会による研究者の紹介、研究内容の紹介等に努めながら、企業を初めとする社会連携を積極的に進めているところであります。

研究テーマの内容の詳細でございますが、県立大学の機械知能システム学科のある教授を一例に紹介しますと — 内容は私にはわかりません — 内容はわかりませんが、高分子材料の成形加工、高分子材料疲労破壊機械、電動性高分子ナノ複合材料の開発と応用など、一人の教授にしても8つの研究テーマを持って取り組んでおりますので、約100人の教授陣がおりますので、そのテーマは相当の数に上るものと思われれます。詳しい内容については秋田県立大学地域連携研究推進センターを検索してのインターネット、または冊子が商工課内にそろえてありますので、もしあれでしたら御確認をしていただきたいと思います。

また、現在取り組まれている共同研究については、企業側では研究の内容はもとより、その取り組みについても伏せて進めております — おりますので、市内のどの企業がどのような共同研究を行っているかについては公表されてない現状でございます。参考までに県立大学秋田キャンパスで取り組む共同研究の内容としては、平成20年度、産学連携研究成果報告書によりますと、炭素フリー電解精錬新技術シーズの育成、パイプ状研磨ツールによる高精度修正研磨法の研究、森林施業用立木移動ロボットの開発など40余りのテーマが掲げられておまして、それぞれ事業化に向けて研究・共同開発が進められていると伺っております。そのほかシステム科学技術部からの実用例としては、真空上米乾燥法を利用した純米吟醸酒や、もみ殻活性炭が実用化されております。

次に、市内企業の産学連携の取り組み状況については、市内のある企業では、県立大学のほか秋田大学とも共同研究を進めている情報もありますので、ある程度、事業規模の要する企業においては一定の進展があるものと判断をしているところであります。市としては、今後も市内企業の技術力の向上や自社製品の開発に取り組む企業の育成に向けまして、秋田大学、県立大学、秋田工専のほか産業技術総合研究センターなど公設試験研究機関との連携も視野に入れて、市内企業との橋渡しの場を積極的につくり出していきたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 10番小川正文議員。

10番（小川正文君） それでは再質問いたします。

経営状況についても詳しい説明がありました。また、医師不足対策についても同様の詳しい説明がありました。やはりこの由利組合病院は地域の中核をなす病院でありますので、本荘由利、にかほの住民の皆さんが、まず安心できるような医療体制をですよ、維持構築しながら、体制づくりをこれからもつくっていただきたいと思います。

そういう点で二、三質問しますけれども、一つは、今議会にも予算があげられておりますけれども、組合病院の関係でありますけれども医療機器整備補助金についてでありますけれども、補助金の内容について伺います。これ、当然、規約要綱に基づいて当然支出していると思っておりますけれども、その点について伺いたいと思っております。

それから医師不足については十分だということでありましたけれども、当然この救急救命体制というのがやっぱり非常に大きな問題であるわけでありまして、先ほど市長が言われましたけれども、にかほ市内には救急救命体制するところがないと、ほとんど本荘由利地区に行っているようでありますし、また、聞くところによりますと9割5分以上がほとんど組合病院に搬入されているというにかほ市の現状なようでありますので、この救急医療体制についてはどういう話し合いが行われたのか、十分なのかも含めてお伺いをいたしたいと思っております。

それから、総務省では2010年からですよ、ことしからです、都道府県や市町村の民間の二次医療機関への助成にかかわる経費について特別交付税措置を講じているようであります。これは決まったようでありますけれども、民間の二次救急医療機関に対する援助を明確し、地域医療を支える二次救急医療体制の整備を後押しすると。また、新たに財政措置によって地方自治体からの積極的な支援を促すと、こういうことが出ているわけでありますけれども、この内容について伺いたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 由利組合総合病院の医療機器に対する助成という話ですが、内容的については担当の部長、あるいは課長から説明させますが、御承知のように由利組合総合病院はがん治療の中核病院に指定されております。しかしながら、その放射線治療を行う医療機器がもう耐用年数が過ぎて古くなっていて、今回この放射線治療を行うための助成をやるわけですが、もしこの機械を整備しなければ秋田まで行かなければならない。ですから、がん治療の拠点病院として機能できるような形で、県、それから由利本荘市、にかほ市が助成をして、当然厚生連の負担もありますけれども、そしてその機器を整備しよう。これもやはり総務省の特交の対象になるものと私は思っております。

それから救急医療については、大変こうお医者さんを確保するという点において大変厳しい状況があります。ですけれども、救急医療についてはいわゆるほとんどが組合病院に搬送されておりますので、これについては何としても確保してほしいという要請は常に行っております。ただ、今酒田の方に搬送されている方も結構あります。というのは今、県立病院と市立病院が一緒になりました、あそこは三次医療圏というものの体制を今つくり上げておりますので、これまでも酒田の病院のほうにかかっていた市民の方もおりますので、これから高速道路の整備が進むことによって酒田には相当行くのではないかなというふうにも思っております。いずれにしましても、救急体制についてはしっかりと整えるように、私どもも行政として病院のほうに支援していくことは支援しながら維持を図ってまいりたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 医療機器等整備補助金についての御質問にお答えしたいと思います。

す。

今定例会に補正予算として計上させていただいておりますので、その際の補足説明でる申し上げておりますが、ただいま市長からもお話あったように、がん診療のための機器の導入に伴う補研金となっております。それで、由利本荘市とにかほ市合わせて5,000万円の補助というふうになっておりますが、これは人口割で由利本荘市は75%の3,750万円、にかほ市は25%の1,250万円としておるものでございます。また、県については約45.34%、実質的には約半分を見ておるようですが、1億221万7,000円を予算見積もりしておるものでございます。また、国のほうからは若干、5%弱の1,050万円の補助金が見込まれてございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 10番小川正文議員。

10番（小川正文君） ちょっと私の質問と内容が違うようでありまして、私は補助金の要領、内容についてどのような仕組みになっているのかと聞いているわけでありまして、この金額や内容については聞いてないわけです。要するに補助金がどういう割合で出ているのか、それについて要領があるのか、決められたものがあるのかということについて聞いているわけでありまして、その点について答えてもらいたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 補助金につきましては、にかほ市の場合にはにかほ市補助金等交付に関する規則がございますが、補助金等とは補助金、負担金、交付金、あるいは利子補給金として交付するもので、その金額が10万円以上でありまして、交付となる対象事業としては、一つ目として社会福祉の向上に役立つもの、あるいは二つ目として産業の振興に役立つもの、三つ目としては教育の振興及び体育の奨励に役立つもの、四つ目としては各種団体を奨励するもの、その他として、市長が特に必要と認める場合に、予算として議会の議決をいただいて措置された場合に財務規則に基づく手続によりまして交付されるものでございますが、一般的には複数の個人・団体に交付されるものにつきましては、市で交付要綱などを作成いたしまして市民へ周知の後に補助金が交付されるのが通例でございますが、今回のように単一的なもので一団体からお願いされたものにつきましては、県あるいは隣の市町村と協議の上に、議会の予算措置の決定とあわせまして市長の決裁の後に交付されるものでございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 10番小川正文議員。

10番（小川正文君） わかったようなわからないような答弁でありますけれども、次にまいります。

次に、地元の医療環境について質問したいと思います。

まず市長が市の基本構想について答弁されましたけれども、基本構想についてはつくるということでありまして、当然私はこれ必要だと思います。これからの高齢化社会の対策もありますし、また、医療費の毎年の増加もあるわけでありまして。それから、これから当然 — それから地元の医師の関係もあるわけでありまして。全国的に開業医の問題もありますし、高齢化、それから後継者不足、そういうのもありますし、また、それだけではないと思いますけれども、先ほど、きのうも財政的な面もありましたが、特例債、10年で切れると。15年になりますと交付税は激減す

ると。財政的にどうなるんだと、いろんな問題もあるわけであって、そうした問題を見越したですよ、やっぱり基本構想、それから医師がどのくらい必要なのか、医師の誘致も含めてですよ、そういうのも必要だと思いますし、また、地元の当然市民の意識というものが大事だと思う。医療関係者だけでなく、やはり行政もそうでありますけれども、やはり地元の市民意識というものがこの構想をつくることによってですよ、大きく変わる可能性が私あると思うんですよ。市民が参加するような基本構想にできれば、かさむそういうものも全部含めてですよ、すばらしいものになるのではないかと思いますので、どうか進めてもらいたいと思います。

それから地元医療体制ですよ、連携についてでありますけれども、当然市長は医師会を通じていろんな方とお話しなさるとは思いますけれども、市への要望、あるいは市からの要望についてはどういうことがあるのか、支障ない点でお聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、健康推進課長。

健康推進課長（鈴木令君） 医師からの市への要望につきましては、毎年ではあります但し2月ごろに市医師と、それから市のスタッフによる懇談会を持っております。今までの事業をどのようにやって、どういう問題を抱えているかということを具体的に話し合いまして、こういうような状態でやっていきたいというような話から先生方からの要望も賜っておりますので、そこら辺で毎年の事業を計画しております。こちらからの要望についても、その会の方でいろいろと意見を交わしながら保健事業を進めております。

ことしに入りまして具体的なところは、子宮頸がんワクチンの接種を進めることというのが第一にありましたし、それからもう一つは特定健診の受診状況が悪かったので特定健診の進め方について、一番最初は年齢を分けて集団の健診と個別医療機関方式というのをやっておりましたが、それでは受診率が低いということで、そういう特定健診の進め方についてもお医者さんのほうから要望がありまして、そこら辺は検討させていただきまして、今は集団健診と個別医療機関方式の2種類の形で今年度は実施しております。お医者さんからの要望としては、それが一番。それから、由利本荘市医師会で経営しております本荘由利看護学校に対する補助金についても要望がありました。以上です。

議長（佐藤文昭君） 10番小川正文議員。

10番（小川正文君） このですよ、この前、私本荘由利医師会の特別号というのをもらいましたけれども、やっぱりこの地域医療について会長の佐藤誠さんが書いているわけであります。「現在この地域の高齢化、過疎、地域格差の拡大、そして医師不足と看護師不足などの地域医療が崩壊の危機に瀕しております。極めて厳しい状況にあります。加えて、昨年来の世界的な大不況の中で地域の経済の沈滞も続き、また、秋田県全体の問題もあります。全国有数のがん死亡率、脳血管死亡率、自殺死亡率、高齢化率なども大きな問題を抱えております。また、想定されておりましたけれども、ことしはインフルエンザの発生も現実のものとなり、改めて医師活動の重要性が増している」というようなことが書かれてるわけでありまして、これから医師会をはじめですよ、地元の医師については特にですよ、往診とか夜間、それから日曜当番医などあるわけありますので、十分に連絡を取りながら地域医療の発展を願いたいと思います。

それで最後の質問でありますけれども、産学官の関係でありますけれども、秘密ということではなかなかできないわけでありまして、やはり企業の一番の問題は何かといいますと、やっぱり新しいものづくりだと私思います。新しいものづくりに挑戦することがやっぱり地域の発展につながりますし、また、雇用にもつながってくるわけでありまして。きのう宮崎議員が言われたとおり、東大阪市の例もあるわけでありまして。あの方も長い目で見れば、地域発展のためにやっている、東大阪発展のためにやっているというようなことでもありますので、何とかこの産学官連携についてですよ、関係を頑張ってもらいまして、一人でも多くの雇用を生み出せるような研究をしてもらいたいと思いますし、地元にとっても必要なといいますか、98%ぐらいがこの地域、中小企業だけでありまして、なかなか技術的にもですよ、体力を見ますとそういうお金にける時間がないというのが現状だと思いますけれども、市でもいろんな面で後押ししていただきまして、先ほど言いましたように少しでも多く雇用を見出せるようにして下さるようお願いしまして質問を終わります。以上です。

議長（佐藤文昭君） これで10番小川正文議員の一般質問を終わります。

次に、日程第2、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は議長に一任していただくことにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

午後1時50分 散 会